

家庭でのオンライン学習を支援します！



宇都宮市では、お子さんが学校から持ち帰る1人1台端末を、家庭でのオンライン学習に利用できるように、通信環境が整っていない家庭に対して、通信契約済みのモバイルルータを有償で貸し出します。

Q1：「1人1台端末」ってなに？

A1：国のGIGAスクール構想により、令和3年度から、各校に配備されたICT端末です。本市では、Chromebookを配備し、順次授業で活用しています。また、端末にはフィルタリングソフトを導入しており、ご家庭においても安心してご使用いただけます。

※ 宇都宮市のGIGAスクールへの取組についての詳細はこちらをご覧ください。

http://www.ueis.ed.jp/joho/u_gigaschool/index.html (宇都宮市GIGAスクール特設サイト)

Q2：「通信環境が整っていない」とはどういうこと？

A2：お子さんが学校から1人1台端末を持ち帰った際、保護者の在宅状況に関係なく、インターネットに接続できない家庭です。

例えば、普段は、保護者のスマートフォンのテザリング機能を利用し、お子さんがタブレット端末を使用している場合、保護者のスマートフォンが無ければ、インターネットに接続できませんので、この場合は、「通信環境が整っていない」こととなります。

Q3：モバイルルータを借りた場合の通信費は誰が払うの？

A3：1台につき、小学1年生～中学2年生は、年額6,996円、中学3年生は、5,247円（利用料は利用月数により変わります）の利用料ご負担をいただきます。ただし、通信契約自体は市が一括して通信事業者と締結しますので、通信事業者から直接請求されることはありません。

※ 申請後、年額が記載された納付書を市からお送りします。市で納付の確認が取れ次第、貸与します。

※ 就学援助の認定を受けた方は、利用料相当額を就学援助から支給しますので、保護者負担はありません。

※ 利用料は年額で徴収いたしますが、途中で機器を返却する場合は、利用最終月分までをご負担いただき、翌月以降分を返金いたします。

Q4：どうやって申請すればいいの？ モバイルルータはどうやって受け取れるの？

A4：申請方法と貸し出しまでの流れは以下のとおりです。

<p>ステップ1</p>	<p>①「機器貸与申請書」に必要な事項を記入して、お子さんが通っている<u>学校に提出</u>してください。 なお、小・中学校にお子さんが通っている場合には、裏面のQ5を参考に申請書を提出してください。 ※就学援助の申請書を提出されている方は、モバイルルータの貸与申請書を兼ねていまして、改めて本申請書の提出は不要です。</p>
<p>ステップ2</p>	<p>②貸出期間に応じた利用料を記載した納付書をご自宅に郵送しますので、金融機関窓口で納付してください。</p>
<p>ステップ3</p>	<p>③利用料の納付の確認が取れ次第、貸与の手続きを開始し、お子さんが通っている学校からモバイルルータをお渡しします。貸与日時については学校から連絡があります。</p>

Q5：小・中学校に通っている子どもが3人いるのだけれど、人数分借りられるの？

A5：宇都宮市立の小・中学校に通っているお子さんの人数分を限度として、貸し出すことができます。また、その際は、利用台数分の利用料を負担していただきます。

なお、モバイルルータの通信容量は月5ギガバイトとなっておりますので、利用される頻度によって、希望する台数を調整していただくことができます。

- ※ 貸与台数の上限は、市立小中学校に在籍する児童生徒数となります。
- ※ 市立外の小・中学校に通うお子さんには貸し出すことはできません。
- ※ モバイルルータの同時接続は最大5台までです。
- ※ 申請書は下記のとおり作成・ご提出ください。

【通信容量

5ギガバイトでできること】

- ・Webサイト閲覧：27,000ページ
- ・動画再生：7.5時間（高画質）
- ・ビデオ通話：16.25時間
（LINEビデオ通話）
- ・メール通信：100万通

例：お子様が3名（小学校に2名，中学校1名在籍）いらっしゃるご家庭の場合

3台貸与希望・・・申請書は小学校提出用，中学校提出用 計2枚作成し，各学校に提出する。

（貸与希望台数は小学校提出用に2台，中学校提出用に1台と記載

児童生徒名は小学校提出用に小学生2名，中学校提出用に中学生1名を記載）

2台貸与希望・・・申請書は小学校提出用を1枚作成し，小学校に提出する。

（貸与希望台数2台，児童生徒名は小学生2名を記載）

1台貸与希望・・・申請書は小学校提出用を1枚作成し，小学校に提出する。

（貸与希望台数1台，児童生徒名は下学年の小学生1名を記載）

※ 申請書は学校ごとに，下学年優先で上記のとおり作成ください。

Q6：モバイルルータの貸与期間は？

A6：貸与期間は7月から翌年の6月までです。

今後，家庭でのオンライン学習の頻度は高くなることが予想されますので，貸与期間中にご家庭のインターネットへの接続環境の整備についてご検討ください。

次年度以降（翌年7月以降）も引き続き貸与を希望される場合は，翌年度（翌年4月）に再度申請書を提出してください。

※ 貸与期間中にモバイルルータが不要となった場合は，速やかに学校管理課（632-2724）申し出てください。ルータを利用した月数に応じて，利用料を精算します。

★ご注意いただきたいこと

- ・ 当初の見込み貸与台数を大幅に上回る希望申請があった場合は，貸与までに数か月のお時間をいただく場合があります。
- ・ 就学援助受給申請書を提出された方は，モバイルルータの貸与申請書を兼ねていますので，改めて本申請書の提出は不要です。
- ・ 本事業で利用されるモバイルルータは，学校からお子さんが持ち帰る「1人1台端末」専用のものでありますので，ご家庭のタブレットやパソコンなどに接続して利用することはできません。
- ・ 申請書を提出されても，利用料の納付が確認できない場合には貸与できません。
- ・ モバイルルータの故障や紛失については，状況を確認し，費用を弁償してもらう場合があります。
- ・ モバイルルータを他者に使用させたり，貸したりすることはできません。
- ・ 月5ギガバイトを越えた利用をされた場合には，通信制限がかかります。
- ・ 充電のためのケーブルは各ご家庭でご用意していただきます。
- ・ モバイルルータの貸与申請は随時受け付けておりますので，貸与希望の際は学校にご連絡ください。

★その他，ご質問・ご相談がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ（市役所13階 ☎：632-2724）

